

令和 6 年 10 月 3 日

登録包括信用購入あっせん業者に対する行政処分を行いました

関東経済産業局は、本日、割賦販売法に基づく登録包括信用購入あっせん業者である株式会社 P a i d y（法人番号 8010001117454）に対し、同法第 34 条の規定に基づく改善命令を発出しました。

1. 事業者の概要

- (1) 名 称：株式会社 P a i d y（以下「同社」という。）
- (2) 代 表 者：代表取締役 杉江 陸
- (3) 所 在 地：東京都港区赤坂 9 丁目 7 番 1 号 ミッドタウンタワー12 階
- (4) 登録年月日及び登録番号：令和 2 年 9 月 29 日登録 関東（包）第 122 号
- (5) 資 本 金：100 百万円
- (6) 事業内容：包括信用購入あっせん業

2. 処分内容

割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号。以下「法」という。）第 34 条に基づく改善命令

法第 33 条の 2 第 1 項第 11 号に基づく割賦販売法施行規則（昭和 36 年通商産業省令第 95 号。以下「省令」という。）第 66 条に定める包括信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制を整備するため、以下の措置を講じること。

- (1) 包括支払可能見込額調査及び包括支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止（以下「過剰与信防止義務という。）」に係る措置を適確に実施するための体制の整備及び関連する社内規則等の見直し並びにその着実な履行のための措置を講じること。
- (2) 新サービスの導入や業務運営の変更の際の法令適合の確認、内部モニタリング及び内部監査等の法令遵守のための取組みの実施体制を整備するとともに、これらを適確に運用するための措置を講じること。
- (3) 役職員の法令遵守意識の醸成及び向上を図るとともに、役職員の法令及び社内規則等に対する理解と遵守の徹底を図るための措置を講じること。

- (4) 本処分に係る経営責任を明確にし、経営方針及び組織体制の観点から原因究明を行った上で、経営管理体制及び業務運営体制の抜本的な見直しを行うこと。
- (5) 上記(1)～(4)に関する業務改善計画(具体的な措置及び実施時期を明記したもの)を令和6年11月5日までに提出し、直ちに実行すること。
- (6) 上記(5)の業務改善計画の提出後、実施完了までの間、1か月毎の実施状況を書面により報告すること。

3. 処分理由

同社から提出のあった法第40条第3項の規定に基づく報告書を確認した結果、以下の事実が確認された。

- (1) 同社が、包括信用購入あっせんに係るカード等(以下「カード等」という。)の交付又は付与(以下「交付等」という。)に際し行った下記①及び②の行為は、法第30条の2に規定する包括支払可能見込額の調査及び法第30条の2の2に規定する過剰与信防止義務に違反すると認められる。

- ①同社は、同社が取り扱う2種類のカード等の交付等を申し込んだ顧客に対して、当該2種類のカード等の極度額の総和が包括支払可能見込額に経済産業大臣及び内閣総理大臣が定める割合を乗じた額(以下「法定極度額」という。)を超えないよう管理していなかった。

このため、令和3年6月22日から令和6年6月22日の間、85,546人の顧客に対して、極度額の総和が法定極度額を超えているにもかかわらず当該2種類のカード等を交付等していた。

また、いずれのカード等も極度額が30万円を超えてはいないが、その総和が30万円を超えることとなる顧客402,644人に対し、省令第43条第1項第1号に該当するとして、包括支払可能見込額の調査を実施せずに、これらのカード等を交付等していた。なお、顧客のうち契約解除した者を除く379,560人に対して包括支払可能見込額調査を実施した結果、179,291人に対し法定限度額を超えるカード等を交付していた。

- ②同社は、令和5年2月1日から令和5年8月15日の間、カード等の交付等又は当該カード等の極度額の増額を申し込んだ顧客18,642人に対して、包括支払可能見込額の調査を実施せずに、当該カード等の交付等又は極度額の増額をしていた。このうち、10,393人の顧客に対し、法定極度額を超えるカード等を交付等していた。

なお、①については、令和6年6月23日以降、当該2種類のカード等の交付等の申込みを行った顧客に対して包括支払可能見込額調査を実施し、法定極度額の範囲でカード等を交付等し、既存の顧客に対しては、同年7月27日までに包括支払可能見込額調査を実施し、法定極度額を超えた極度額の力

ードを交付等していた顧客に対しては、法定極度額の範囲内に減額又は契約解除の措置を実施している。②については、令和5年8月1日以降、当該カード等の交付等又は極度額の増額の申込みを行った顧客に対しては、包括支払可能見込額調査の義務の適用を受けない極度額25万円以下のカード等を交付等し、既存の顧客に対しては、同年8月15日に極度額を25万円以下に減額する措置を実施している。

(2) 同社は、既存の包括信用購入あっせんのサービスに加え、新たなサービス提供の拡大を行ったが、その際、商品開発部門や与信管理部門における法令の理解が不十分であったことに加え、新規サービスの検討や企画の段階における法令及び社内規則等の適用や遵守状況を確認する運用が定められていなかったことから、包括支払可能見込額調査及び過剰与信防止義務の履行の必要性を検証することなく、その結果、(1)①、②の法令違反を反復的に発生させた。

(3) さらに同社の内部管理部門及び内部監査部門である法務コンプライアンス部は、事業拡大に応じた人材の拡充、法令に精通した人材の配置が行われなかったことから、適切なモニタリング、内部監査が実施されず、(1)①の事案については、約2年7か月間、法令違反の事実が認知されなかった。

(4) 同社の役員は、言語上の問題等から割賦販売法等の関連法令の教育が十分に行われておらず、法令に関する理解が不足しており、(1)①の事案については、法令違反の事実を認知した後、約5か月間、法令違反を直ちに是正するための措置を指示することなく、カード等の交付等を継続していたことから、法令遵守を確保するための経営管理体制が整備されているとは認められない。

以上から、同社は省令第66条第1項第3号に規定する包括信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等が定められているとは認められず、同条同項第1号に規定する包括支払可能見込額調査及び過剰与信防止義務の円滑な実施を確保するために必要な体制及び同条同項第4号に規定する法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制が整備されているとは認められない。